

第57回 パールレース 帆走指示書  
2016/7/28/～7/31

(公財)日本セーリング連盟 (H28-12)、J S A F 外洋東海、外洋湘南  
三重県南伊勢町 五ヶ所湾・神奈川県藤沢市 江の島

## 1 規則

1.1 本レースには、「セーリング競技規則2013-2016」(RRS)に定義された規則を適用する。

1.1.1 ただし、夜間はRRS第2章に代えて、海上衝突予防法を適用する。

レース海域におけるレース日の日の入り時刻 18:53 から日の出時刻 4:53 の間を夜間とする。

1.1.2 規則 51 可動バラストを変更する。

セットされていないセールの移動は、ライフラインの内側であれば許可される。

1.2 J S A F 外洋特別規定JSF-OSR (2016-2017) カテゴリー 3

1.3 各部門には以下の規則を適用する。

1.3.1 IRC部門、ダブルハンド部門: IRC Rule 2016 Part A, B, C

1.3.2 IRC Rule 21.6.1の変更に関し、日本セーリング連盟IRC規定が適用され、スピナーカー1枚の追加搭載が許される。

1.3.3 乗員数はIRC証書のクルーナンバー+2までとする。(IRC Rule 22.4を変更している。)

1.4 X-35 CLASS規則 A6.2を適用し、許可される範囲においては、X-35 CLASS規則の制限が解除されIRC規則が適用される。

1.5 レース公示および本帆走指示書

公示で規定され本帆走指示書により変更された規定については、帆走指示書の変更を優先して適用する。

## 2 競技者に対する通告

2.1 スタート側(五ヶ所): 志摩ヨットハーバーに設置する公式掲示板により行う

スタート側の通告は、7月29日(金)8:00までに公式掲示板に掲示する。

なお、電話による問い合わせには応じるが、公式掲示板の通告を正とする。

2.2 フィニッシュ側: 江の島ヨットハウス・レース本部前に設置する公式掲示板により行う

## 3 帆走指示書の変更

帆走指示書の変更は、それが発効する当日の9:00までに公式掲示板に掲示する。

## 4 陸上で発する信号

陸上で発する信号は、

4.1 スタート側(五ヶ所): 志摩ヨットハーバーのポールに掲揚する。

4.2 フィニッシュ側: 江の島ヨットハウス2階のフラグポールに掲揚する。

## 5 日程

- 7月28日(木) 13:00~14:30: 出艇申告 主催者一競技参加者契約書他提出  
 " 14:30~15:00: 艇長会議 場所: 志摩ヨットハーバー  
 " 15:00~15:30: 安全セミナー 場所: "
- 7月29日(金) 10:55: IRC部門、ダブルハンド部門 予告信号  
 7月31日(日) 14:00: タイムリミット

## 6 レース旗および部門識別リボン

- 6.1 レース参加艇は、JSAF所定のレース旗をスタート5分前からフィニッシュするまでの間、もしくは棄権するまでの間、下端がデッキ上1.5m以上になるように掲げること
- 6.2 レースを棄権した場合には直ちにレース旗を降ろさなければならない。
- 6.3 レース参加艇はレース旗の下に出艇申告時に配布される部門識別リボンを連ねて掲げること  
 ダブルハンド部門(のみ): ピンク

## 7 コース

全部門: 五ヶ所湾口 → 利島(反時計) → 江の島 180海里  
 ただし、布施田水道は通過してはならない。

## 8 マーク

- 8.1 スタート・マークは、スターボードの端にある本部船とポートの端にある黄色・球面形ブイとする。  
 本部船「シャングリラ V」(ハルの色: 青) JSAFエンサイン、TOSC旗、SORC旗を掲揚
- 8.2 フィニッシュ・マークは、黄色・円筒形ブイを使用する。夜間は「黄色点滅灯」を点灯する。

## 9 スタート

- 9.1 スタート海面は、五ヶ所湾口とする。
- 9.2 スタート方法は、規則 26 を適用する。 クラス旗はJSAFバージを掲揚する。
- 9.3 スタート・ラインは、スターボードの端にあるスタート・マーク上にオレンジ旗を掲揚したマストまたはポールと、ポートの端のスタート・マークのコース側との間とする。
- 9.4 スタート・ラインは、スタート信号から30分後まで維持する。  
 レース艇は同時刻までにスタートすること。  
 同時刻までにスタートできなかった艇は「DNS」と記録される。  
 これは規則 A4 を変更している。
- 9.5 スタート信号時に、艇体・乗員または装備のいずれかがスタート・ラインのコース・サイドにあり、その艇が特定される場合には、レース委員会は国際VHF・チャンネル74で、そのセールナンバーを送信するように努める。  
 送信できなかったり、計時が正確でなかったりしたとしても、救済要求の根拠とはならない。  
 これは規則 62.1(a) を変更している。

## 10 フィニッシュ

### 10.1 フィニッシュ・ライン

10.1.1 フィニッシュ・ラインは、江の島・東端の灯台付近にオレンジ旗を掲揚するポールと110°の方向・約300m付近に設置するフィニッシュ・マークのコース側との間とする。  
灯台 北緯 35° 17.950' 東経 139° 29.283'

10.1.2 フィニッシュ・マークの流失の場合、フィニッシュ・ラインは、江の島・東端の灯台付近にオレンジ旗を掲揚するポールと110°の方向で、約500mまでの間に変更することがある。その通過した時刻を報告する。

### 10.2 フィニッシュ前コール

10.2.1 フィニッシュする艇は、30分前に衛星携帯電話または携帯電話で自艇のセールナンバーと艇名をフィニッシュ側レース本部（TEL0466-22-0555）に通告すること

10.2.2 フィニッシュする艇は、フィニッシュ5分前に国際VHF・チャンネル73で「やまゆり」に、セールナンバーと艇名を通告し、「フィニッシュの確認」の連絡を受けるまで通信状態を維持すること

10.3 夜間にフィニッシュにする艇は、フィニッシュ時に自艇のメインセールのセールナンバーをライトで照射し、確認しやすくすること

## 11 インспекション

レース委員会は、スタート前およびフィニッシュ後、インспекションを実施する場合がある。その際には艇長はインспекションに立ち会わなければならない。  
スタート前とは、各艇の申告書提出時刻から予告信号10分前までの間とする。  
フィニッシュ後とは、各艇のフィニッシュ時刻から90分後までの間とする。

## 12 失格に代わる罰則

12.1 RRS 第2章に関わる規則違反については、規則 44.3（得点ペナルティー）を適用する。

12.2 規則 31に関わる規則違反については、規則 44.1 および規則 44.2（回転ペナルティー）を適用する。

12.3 規則 29.1 または 30.1 に関わる規則違反については、レース委員会は「OCS」に代えて5%のタイムペナルティーを審問なしに適用する。  
これは規則 63.1および規則 A5を変更している。

12.4 上記 1項から 3項以外の規則違反については、プロテスト委員会が決めた場合には、失格または20%のタイムペナルティーを適用することができる。  
ただし、軽微な規則違反については、プロテスト委員会はペナルティーを課さないことができる。

12.5 16.3「ロールコール」に違反した場合には、レース委員会は審問なしに1回のロールコールにつき10分のタイムペナルティーを課すことができる。  
これは規則63.1および規則A5を変更している。

### 13 タイムリミット

7月31日(日)14:00までにフィニッシュできなかった艇は、「DNF」と記録される。  
これは規則 35、規則 A4および規則 A5を変更している。

### 14 エンジンの使用と報告義務

14.1 投揚錨、排水、充電のためにエンジンを使用することができる。

ただし、この場合にはプロペラが回転しないようにしなければならない。

14.2 スタート信号後 5分を経過してもスタート・ライン付近に到達することができないため、同ライン付近まで機走または曳航された場合には、帆走に移ってから720度回転した後、スタートしなければならない。また上記回転を完了するまではレース中の艇を妨害してはならない。なおその状況(使用した時間、距離等)をレース報告書に記入し、報告しなければならない。

14.3 落水者救助・遭難艇(船舶)救助・濃霧による視界制限状態かつ無風による操舵不能状態において、緊急かつ切迫した事態に対処するため(対船舶衝突回避のため)、または岩礁・大謀網などから離脱するためにエンジンを使用することができる。

使用した場合には、その状況(使用した時間・場所等)をレース報告書に記入し報告しなければならない。

### 15 抗議、救済の要求

15.1 抗議または救済の要求は、それぞれ規則 61、62に従い、所定の抗議書に必要事項を記入し、自艇フィニッシュ後90分以内に、フィニッシュ側レース本部に提出しなければならない。

抗議書はレース本部(江の島)で入手できる。

15.2 抗議に関わる通告は、抗議締切時間後できるだけ早急に、公式掲示板に掲示する。

15.3 審問はレース本部(江の島)において、原則として、抗議書の受付順に始めるものとする。

15.4 指示6(レース旗および部門識別リボン)、16(安全規定)、17(無線通信)の違反は、艇による抗議の根拠とはならない。これは規則 60.1(a)を変更している。

### 16 安全規定

#### 16.1 乗員の変更

乗員の変更は、変更内容を書面にて、7月29日 8:00までにレース本部(五カ所)に提出すること、また乗員を追加する場合は、JSAFメンバーカードのコピーを添付すること

#### 16.2 レース報告書・航跡図の提出

16.2.1 レース報告書に、自艇フィニッシュ時刻および必要事項を記入の上、電子航跡図(GPS Logger)とともに、自艇フィニッシュ後90分以内に、帰着申告場所(江の島・休憩棟)に提出しなければならない。

ただし、江の島港入港待ちや混乱を避けるため、海上運営艇(江の島ヨットクラブエンサイン掲揚)に提出することでもよい。

レース報告書はパールレース・ホームページで入手できる。

(江の島港に入港しない艇は、あらかじめレース報告書を用意するなどして、海上運営艇(白灯台を回り込んだ平水面で実施)に提出すること)



江の島ヨットクラブエンサイン

16.2.2 電子航跡図の提出ができない場合は、航跡図を作図し、レース委員会に提出しなければならない。

航跡図作図用紙はレース本部（江の島）で入手できる。

16.2.3 出艇申告しスタートしない艇、途中棄権した艇およびタイムリミット以内にフィニッシュできなかった艇は、その旨をレース本部（五カ所または江の島）に速やかに報告しなければならない。この場合必ず艇の責任者が行き、第三者に伝言を託してはならない。また帰港後レース報告書、電子航跡図をレース実行委員会に提出しなければならない。

### 16.3 ロールコール

レース委員会は、別に定める「第57回パールレース通信要項」によりロールコールを行う参加艇は、衛星携帯電話または携帯電話で位置情報等を報告しなければならない。

ロールコールは、フィニッシュするまで、またはリタイアした場合は、レース本部に報告した後、避難港に入港するまで実行しなければならない。

報告できなかった艇は、その理由をレース報告書に記載すること

### 16.4 救命具、個人用浮揚用具

全ての参加者は救命具、個人用浮揚用具を使用できるような状態でレースに臨まなければならない。

## 17 無線通信

いかなる通信形態・情報も規則 41の外部の援助に該当しないこととする。

これは規則41(c)を変更している。

## 18 賞（予定）

全部門 総合ファーストホームに賞を与える。

複数のクラスからなる部門の優勝艇に対し、総合優勝を与える。

上記以外の部門ならびに各クラスの1位～3位の艇に対し優勝杯および賞を与える。

ただし、各部門または各クラスの参加艇数が9艇に満たない場合は、上位30%の艇に賞を与える。

### 【歴史ある賞杯】

パールカップ、鳥羽商船高等専門学校杯、国土交通大臣杯、バレリーナカップ、  
メールエスプリ杯、シイラ杯、CHITTA杯、RORCトロフィー、横山 晃杯  
三重県知事杯、南伊勢町長杯、南伊勢町観光協会会長杯、ヴィーヴルオーシャンクラブ杯  
神奈川県知事杯、藤沢市長杯、ノルウェー王国大使館杯、江の島ヨットクラブ会長杯、  
神奈川県セーリング連盟会長杯

## 19 JSAF環境キャンペーン

海にゴミなどを投棄してはならない。（規則 55）

## 20 レース実行委員会およびレース本部の所在

7月27日(水) 16:00 まで : JSAF外洋東海  
 TEL 052-971-5835  
 FAX 052-971-5836  
 E-mail office@tosc.jp

7月28日(木) 10:00 から24日(金) 13:00 まで : 志摩ヨットハーバー  
 TEL 090-6585-5835

7月29日(金) 13:00 から31日(日) 18:00 まで : 江の島ヨットハウス会議室A  
 TEL 0466-22-0555

7月31日(日) 18:00 から8月1日(月) 09:30 まで : JSAF外洋東海  
 TEL 090-6585-5835

8月 1日(月) 09:00 以降 : JSAF外洋東海  
 TEL 052-971-5835  
 FAX 052-971-5836  
 E-mail office@tosc.jp

レース委員長 大島 茂樹

副委員長 福島 望

## 21 緊急救助体制

各艇からの情報および気象・海象の状況等から判断して遭難の恐れがあると考えられる場合には、レース本部(実行委員会)は当該艇の緊急連絡先に連絡・協議の上、海上保安部に捜索の要請を行うことがある。

## 22 緊急時における海上保安庁関係機関の連絡先

第四管区海上保安本部	TEL 052-661-1611~4
鳥羽海上保安部	TEL 0599-25-0118
鳥羽海上保安部浜島分室	TEL 0599-53-0300
第三管区海上保安本部	TEL 045-211-1118
御前崎海上保安署	TEL 0548-63-4999
清水海上保安部	TEL 0543-53-0118
下田海上保安部	TEL 0558-23-0118
湘南海上保安署	TEL 0466-22-4999
横須賀海上保安部	TEL 046-862-0118
横浜海上保安部	TEL 045-671-0118

以上